

# 解説

## 課徴金事例集の公表と インサイダー取引の傾向について

証券取引等監視委員会事務局取引調査課課長補佐 さいつ けんさく 在津 謙作

今般、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、平成24年7月6日に「金融商品取引法における課徴金事例集」を公表した。証券監視委では、市場参加者に課徴金制度への理解を深めてもらうため、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令勧告を行った各事案の概要・特色などを取りまとめ、平成20年以降、毎年公表している。

本年の事例集では、昨年までと同様に、インサイダー取引、相場操縦、開示書類の虚偽記載といった違反行為の最近の特色や傾向を概説する一方で、証券監視委の勧告に基づいて平成23年5月から平成24年5月までの間に課徴金納付命令が発せられ、取消しの訴えの出訴期間が経過した（取消しの訴えがあり、現在係争中のものを除く。）事例を紹介している。

本稿では、以上の課徴金事例のうち、特に、インサイダー取引に係る事案について解説する。

具体的には、インサイダー取引行為に対する課徴金勧告の件数は、平成17年4月の制度導入以降、平成24年6月15日までで、計131件（納付命令対象者ベース）となっており、それらの事案からみられるインサイダー取引の傾向について、ここでは述べたい。

なお、本稿中の意見にわたる部分は執筆者の私見である。

### 1 インサイダー取引に対する 課徴金勧告事案の特色

#### (1) 違反行為に係る重要事実の多様化と公開買付け等事案に係るインサイダー取引の増加

勧告事案を勧告時点ごとに集計し、違反行為を重要事実別に分類したものが次頁の（表1）である。勧告した事案をみると、違反行為に係る重要事実は多様化の傾向にある。平成23年度においては、依然として、新株等発行、業務提携、決算情報を重要事実とするインサイダー取引が見受けられたほか、制度導入以来、一

度も勧告を行っていなかった重要事実（剰余金の配当・損害の発生）について勧告を行った事案がみられた。

また、公開買付け等事案に係るインサイダー取引に対する勧告事案については、7件と最も多かった。

#### (2) 違反行為者の属性

インサイダー取引を行った違反行為者は、会社関係者及び公開買付者等関係者（以下「関係者」という。）と、関係者から重要事実の伝達を受けた者である第一次情報受領者（以下「情報受領者」という。）に大別できる。

平成20年度までの各年度において

は、関係者が行った事案の件数が、情報受領者が行った事案の件数を上回っていたが、平成21年度に情報受領者が関係者を上回り、以降も同様の傾向がみられている（次頁（表2）参照）。

平成23年度においては、関係者が行った事案は3件（会社関係者2件、公開買付者等関係者1件）であるが、情報受領者が行った事案は12件であり、勧告事案全体に占める情報受領者の割合は8割と大きい。

#### (3) インサイダー取引における情報伝達者の属性

平成23年度においては、インサイ

(表1) 重要事実別勧告状況

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	計
新株等発行	2	3	3	1	4	6	3	4	26
自己株式取得	0	0	0	0	0	1	0	0	1
株式分割	0	2	0	0	0	0	0	0	2
剰余金の配当	0	0	0	0	0	0	1	0	1
株式交換	0	0	0	2	2	2	0	0	6
合併	0	0	2	1	0	0	0	0	3
業務提携・解消	3	0	5	8	0	3	2	0	21
子会社異動を伴う株式譲渡等	0	0	0	0	0	1	0	0	1
民事再生・会社更生	1	0	0	0	8	2	0	0	11
新たな事業の開始	0	0	0	0	0	0	0	1	1
損害の発生	0	0	0	0	0	0	1	0	1
行政処分の発生	0	0	0	0	2	0	0	0	2
決算情報	0	5	3	3	2	1	2	2	18
バスケット条項	0	0	0	0	4	3	1	0	8
子会社の重要事実	0	1	0	0	3	0	2	0	6
公開買付け	0	0	3	3	13	2	7	3	31
うち公開買付けに準ずるもの	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(2)
合計	6	11	16	18	38	21	19	10	139
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	20	15	10	131

- (注) 1 年度とは、当年4月～翌年3月をいう。ただし、平成24年度は6月15日まで。  
 2 件数は、納付命令対象者ベースで計上している。  
 (以上、(表2)(表3)(表4)において同じ)  
 3 異なる種類の重要事実を知って違反行為を行った者については、重要事実ごとに重複計上しているため、年度ごとの合計数と年度別勧告件数は一致しないものがある。

(表2) 行為者属性(適用条項)別勧告状況

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	計
会社関係者(166条)	4	8	9	14	13	8	2	2	60
発行会社役員(1項1号)	0	1	1	2	4	1	0	0	9
発行会社社員(1項1号)	4	3	3	4	7	2	1	1	25
発行会社(175条9項による準用)	0	2	1	0	0	0	0	0	3
契約締結者等(1項4号・5号)	0	2	4	8	2	5	1	1	23
公開買付者等関係者(167条)	0	0	0	1	4	0	1	0	6
買付者役員(1項1号)	0	0	0	1	0	0	0	0	1
買付者社員(1項1号)	0	0	0	0	1	0	0	0	1
買付者との契約締結者等(1項4号・5号)	0	0	0	0	3	0	1	0	4
第一次情報受領者	0	3	7	4	21	12	12	8	67
会社の重要事実(166条3項)	0	3	4	2	12	10	6	5	42
公開買付け事実(167条3項)	0	0	3	2	9	2	6	3	25
合計	4	11	16	19	38	20	15	10	133
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	20	15	10	131

注 違反行為者が複数の違反行為を行った結果、属性(適用条項)を重複して計上しているものがある。このため、年度ごとの合計数と年度別勧告件数は一致しないものがある。

ダー取引防止に向け、内部管理態勢の構築を積極的に推進すべき立場にある上場会社等の役員や当該会社の業務における重要な事項を職務上知り得る立場にある職員が、不用意に自社の内部情報を社外の者に伝えたことにより、インサイダー取引が行われた事例が見受けられた。

特に、秘密保持の誓約書・確認書に署名・押印しているにもかかわらず、情報を伝達した事例があったことは、大変遺憾である。

会社の内部情報に接触する機会のある者は、当該情報に基づいて株取引を行わないことはもとより、当該情報を絶対に他人に漏らさない、他人を違反行為者にさせないことを心掛けなければならない。また、取引先との契約関係において得た内部情報についても、同様である。

なお、情報伝達者の属性別勧告状況については、次頁の(表3)を参照されたい。

(4) 借名取引によるインサイダー取引の状況

これまでの勧告事案において、違反行為に借名口座が使用された件数は、131件中33件である(次頁(表4)参照)。

借名口座による取引は、インサイダー取引の発覚を免れるため、親族や知人などから既設の口座を借り受けて行われることが多いが、違反行為者がインサイダー取引を行うため、知人に指示して証券口座を新規開設させた事例も見受けられた。

(5) 上場企業等の内部管理態勢の状況

発行会社に、自社株に係る取引の管理制度(許可制)が定められていたにもかかわらず、必要な申請がなされておらず、インサイダー取引が行われた事例がみられた。

(表3) 情報伝達者の属性(適用条項)別勧告状況

年度	18	19	20	21	22	23	24	計
会社重要事実の伝達(166条)	3	4	2	12	10	6	5	42
発行会社役員(1項1号)	2	0	1	4	1	2	0	10
発行会社社員(1項1号)	0	1	0	5	1	0	1	8
発行会社の業務従事者(1項1号)	0	0	0	0	1	0	0	1
契約締結者等(1項4号・5号)	1	3	1	3	7	4	4	23
公開買付け事実の伝達(167条)	0	3	2	9	2	6	3	25
買付者役員(1項1号)	0	0	0	0	1	0	1	2
買付者社員(1項1号)	0	0	0	1	0	2	0	3
買付者の業務従事者(1項1号)	0	1	0	1	0	0	0	2
買付者との契約締結者等(1項4号・5号)	0	2	2	7	1	4	2	18
うち 買付対象者役員・社員	0	0	2	3	1	3	2	11

注 同一の違反行為者について、異なる種類の重要事実について複数の伝達者からの伝達を受けているものを重複して計上している。

(表4) 違反行為に使用された証券口座(借名取引の状況)

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	計
自己名義口座	4	8	13	9	28	17	10	9	98
借名口座	0	3	2	7	7	2	5	1	27
自己名義口座と借名口座の両方を使用	0	0	1	1	3	1	0	0	6
合計	4	11	16	17	38	20	15	10	131

また、インサイダー取引管理に関する規定が未整備であり、情報管理責任者も設置されていない等、情報管理に不備が認められる会社において、インサイダー取引が行われた事例がみられた。

**(6) 高い職業倫理、法令遵守意識を求められる者に係るインサイダー取引の状況**

証券会社の顧問がその職務に関して知った重要事実に基づいてインサイダー取引を行った事例、税理士が、職務に関してではないが知ることとなった重要事実を伝達したことによりインサイダー取引が行われた事例が見受けられた。

今後、一層の規律強化を求めたい。

**2) 事例集掲載の事例の紹介**

本年の事例集では、インサイダー

取引に係る13の課徴金納付命令勧告事例を掲載している。ここでは、そのうちの3つの事例を紹介したい。なお、事例の詳細については、証券監視委ウェブサイトに掲載している事例集本体を参照願いたい。(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\_2012/2012/20120706-1/01.pdf)

**○ 事例2 証券会社顧問によるインサイダー取引事例**

上場会社A社(証券会社)の顧問である違反行為者は、同社の中間決

算において特別損失を計上することが確実にした旨の、同社の業務遂行の過程で損害が発生した旨の重要事実、同社が中間配当を無配とすることについて決定した旨の重要事実及び同社の期末配当予想値を下方修正する旨の重要事実を、その職務に関し知りながら、当該重要事実の公表前に、A社株式を売り付けたものである。

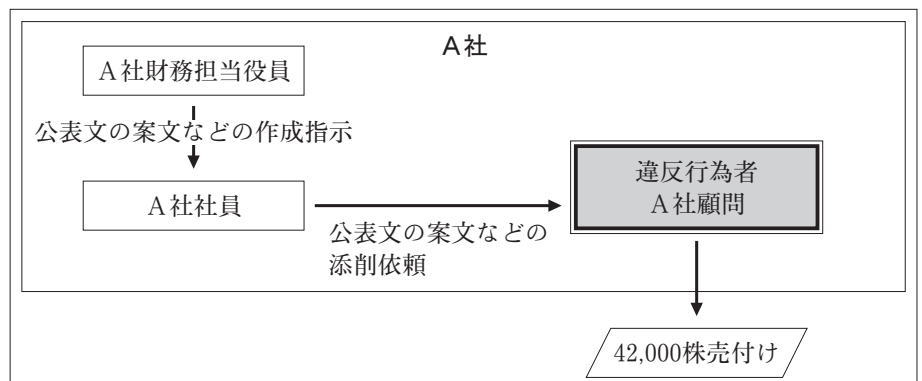
違反行為者は、A社財務担当役員に本件重要事実に係る公表文の作成を指示されたA社社員から、当該公表文の案文などの添削を依頼され、本件重要事実を知った。

**(本事案について)**

本件の違反行為者は、発行会社の経営に関する重要な情報に接する立場にあった証券会社の顧問であり、市場関係者として高い職業倫理、法令遵守意識を求められる者が、その職務に関し知った重要事実に基づいて、借名口座を用いて空売りにより内部者取引を行った大変問題のある事例である。

**○ 事例3 契約締結者によるインサイダー取引事例**

上場会社A社との業務委託契約の締結先の役員である違反行為者は、A社が新たな事業としてLED照明の製造及び販売を開始することについて決定した旨の重要事実を、同契約の締結の交渉に関し知りながら、当



該重要事実の公表前に、A社株式を  
買い付けたものである。

違反行為者は、A社との業務委託  
契約の締結の交渉の過程で、A社の  
社長から電話で連絡を受けること  
により、公表前に本件重要事実を知  
った。

(本事案について)

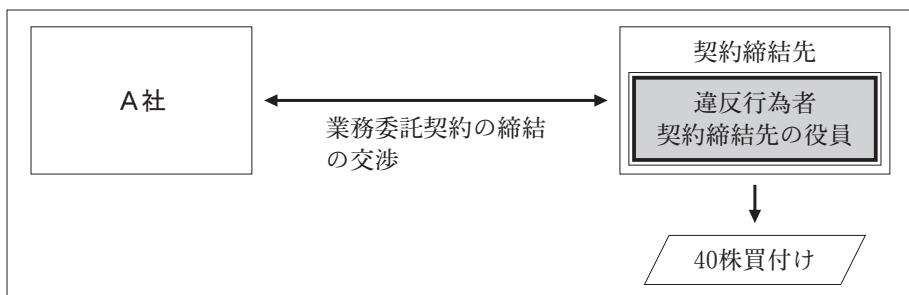
金融商品取引法の定める重要事実  
には、新商品の販売等といった新た

な事業の開始も含まれ、本事案は、  
課徴金制度導入以来、新たな事業の  
開始という重要事実について勧告を  
行った初めての例である。なお、課  
徴金は重要事実公表後2週間におけ  
るA社株式の最も高い価格に買付数  
量に乗じて得た額と違反行為者が買  
い付けた価格に買付株数を乗じた額  
との差額を算定して課している。

### 3 結語

公認会計士は、経営者の作成した  
財務諸表が適正に作成されているか  
否かを監査し、企業に対してその実  
施結果を意見として表明すること  
を通じて、市場に参加する投資者の判  
断のための礎を守っている立場にあ  
るともいえ、高い職業倫理と法令遵  
守意識が求められる職務であること  
はご承知のとおりである。

そのため、公認会計士の皆様には  
今回の課徴金事例集を是非とも参照・  
活用していただき、インサイダー取  
引等の違反行為と最近の傾向等を頭  
に入れた上で日々の業務に当たられ、  
もし、それらの行為を察知された場  
合には証券監視委に通報頂く等、違  
反行為を防ぐ防波堤となられるよう、  
ご協力をお願いする次第である。



#### ○ 事例11 公開買付に係るインサイダー取引事例

違反行為者は、公開買付者である  
A社が上場会社B社の株式の公開買  
付けを行うことについて決定した旨  
の事実について、A社とB社との間  
の秘密保持契約の履行に関し知った  
B社の役員から伝達を受けながら、  
当該事実の公表前に、B社株式を買  
い付けたものである。

違反行為者は、仕事を通じて知り  
合い、プライベートでも親しい関係  
にあったB社の役員から、同人がA

社とB社との間の秘密保持契約の履  
行に関し知った本件公開買付け事実  
の伝達を受けた。

(本事案について)

本件におけるA社とB社との間の  
秘密保持契約は「口頭」で行われて  
いたが、金融商品取引法第166条第  
1項第4号の「契約」の範囲には、  
社会的に契約とみなされるものが幅  
広く含まれ、契約の締結とは書面  
によるものに限られるわけではなく、  
「口頭」によるものも含まれる。

